

写真アルバム登録型専用販売サイト契約書

株式会社クロスワン（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）の間で、次の通り、甲の「写真アルバム登録型専用販売サイト」に関する基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本契約の目的）

乙は甲を、「写真アルバム登録型専用販売サイト」（以下、「本システム」という。）「写真プリント」（以下、「本製品」という。）の販売代理店に指名し、甲は乙の販売代理店として、本製品を販売するものとする。

第2条（価格明細の掲示）

乙が顧客に対して掲示する見積り書には、送料、手数料等、提供するサービスが複数存在する場合には、わかりやすく表示することに努め、各々の価格明細を掲示することとする。

第3条（保証）

甲は顧客に対して、顧客が甲から購入した本製品に甲の責に起因する瑕疵が発見されたときは、該当本製品の引渡後、速やかに代替品との交換を無償で行うものとする。
また、本製品の品質、新仕様等の情報は、速やかに乙に開示するものとする。

第4条（免責）

甲と乙は、本システムがソフトウェアであることを相互に認識し、同時に販売したハードウェアに起因したトラブルに関しては、甲は一切の責任を負わないこととする。

第5条（契約）

乙の代理店契約の方式は、甲の定める本システムの_____プラン
_____コースとする。オプションについては別紙にて個別の事項を指定するものとする。

第6条（代金の支払い）

乙は甲に、本システムの販売代金を_____にて甲指定の銀行口座に現金または振り出し小切手で支払うものとする。
甲は乙に、顧客へ販売した本製品販売代金の総額からプリント代金・送料・手数料を控除した残額をにて乙指定の銀行口座に現金または振り出し小切手で支払うものとする。

第7条（担保）

乙は、本契約第6条に基づく代金の支払いが滞納した場合、直ちに甲の承認する第三者に乙の債務を連帯保証させるものとする。

第8条（本システムのカスタマイズ）

乙は、本システムを使用し本製品を販売するにあたり、顧客の独自要望により本システムのカスタマイズが必要となった場合には、別途甲に相談することとし、甲は見積り書を提出するものとする。

第9条（乙の義務）

乙は、契約を締結したときは、直ちに契約内容、契約者等を甲に報告しなければならない。

- 乙が前項に定める報告を遅滞したために、甲が損害を受けた場合はその損害は、乙の負担とする。
- 第1項に定める乙の報告以外に、契約について生じた事項は一切、乙の責任において解決するものとする。
- 2次販売代理店同士のシェア争い等により、甲が損害を被った場合は、乙の負担と責任において解決するものとする。

第10条（保守契約）

乙は、顧客と本製品についての保守契約を締結するものとする。顧客からの問い合わせ窓口を設け、本製品の瑕疵についての問い合わせ以外は、乙が対応することとする。

第11条（有効期間）

- 本契約の有効期間は、_____年_____月_____日から1年間とする。ただし、この期間は、甲および乙の文書による合意によって変更することができる。
- 前項の規定にかかわらず、本契約期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれから相手方に対して本契約を終了する旨の書面により通知がなされない場合には、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第12条（解約告知）

甲または乙は本契約の有効期間内であっても、1ヶ月前に文書による予告をし、合意によって本契約を解除することができる。

第13条（解除）

- 次の各号の一に該当する事由が乙に生じたときは、甲は乙に対して予告なく直ちに本契約を解除することができる。
 - 本契約に違反し、相当の期間を定めた是正の催告を受けたにもかかわらず当該期間内に是正がなされないとき
 - 自ら振り出しましたは裏書きした手形または小切手が不渡りとなったとき
 - 破産、民事再生または会社更生の申立てを自らなし、または第三者からこれらの申立てがなされたとき
 - 差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき
 - 解散、合併、営業の全部または重要な一部の譲渡が決議されたとき
 - 経営状態が悪化したとき、または悪化するおそれがあると認められるとき
 - 公租公課の滞納処分を受けたとき
- 次の各号の一に該当する事由が甲に生じた場合は、乙は甲に対して予告なく直ちに本契約を解除することができる。
 - 甲が第6条に定める販売手数料の支払いを遅滞したとき
 - 自ら振り出しましたは裏書きした手形または小切手が不渡りとなったとき
 - 破産、民事再生または会社更生の申立てを自らなし、または第三者からこれらの申立てがなされたとき
 - 差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき
 - 経営状態が悪化したとき、または悪化するおそれがあると認められるとき
 - 公租公課の滞納処分を受けたとき

第14条（契約終了時の措置）

本契約が終了したときは、直ちに甲の特約店である旨の表示を中止するものとし、以後、甲の特約店である旨を一切表示してはならない。

第15条（規定外事項）

本契約に定めのない事項が生じた場合または本契約各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上誠意をもって解決するものとする。

第16条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上1通を保有する。

年 月 日

甲： 東京都豊島区高松2丁目47-5
株式会社クロスワン
代表取締役 品川 全

乙：